

2016年1月14日

内閣総理大臣	安倍晋三 殿
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	河野太郎 殿
消費者庁長官	板東久美子 殿
消費者委員会委員長	河上正二 殿
消費者委員会消費者契約法専門調査会座長	山本敬三 殿

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 高畠 英弘（京都産業大学法科大学院教授）
〒604-0847
京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地
ヒロセビル4階
TEL075-211-5920 FAX075-746-5207
E-mail mail@kccn.jp

内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」（平成27年12月）及び内閣府消費者委員会「消費者契約法の規律の在り方についての答申」に対する意見

第1 はじめに

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、平成19年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

当NPO法人は、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会による「報告書」（平成27年12月）（以下、「本報告書」という。）及び内閣府消費者委員会「消費者契約法の規律の在り方についての答申」（以下、「本答申」という。）に対して、以下のとおり意見を申し述べる。

第2 意見の趣旨

- 1 本報告書において、現時点で法改正を行うべきとされた事項については速やかに消費者契約法（以下「本法」という。）の改正法案を策定した上で国会に提出すべきである。
- 2 本報告書において、解釈の明確化を図るべきとされた点については、本法に係る逐条解説に適切に反映するとともに改正の内容とあわせて幅広く周知

活動を行うなど、必要な取組を進めるべきである。

- 3 本報告書において、今後の検討課題とされた事項についても、現在も消費者契約被害が後を絶たない現状に照らし、速やかに本法の実効性ある改正を行うべきである。

第3 理由

- 1 本法は、消費者と事業者との間の情報・交渉力の格差の是正という観点から労働契約を除く全ての消費者と事業者との契約（消費者契約）に適用される包括的民事ルールを規定する民法等の特別法として、平成13年に施行された消費者の権利実現のために欠かせない極めて重要な法律である。

しかし、本法（実体法部分）は、平成13年の施行以来一度も改正されておらず、この間、現在に至るまで、高齢化、高度情報化といった変化に伴い、高齢者の判断能力低下につけ込んだ勧誘やインターネット上の不当な広告・不当条項等による消費者被害が増加してきた。

本法が、こうした社会経済状況の変化に対応し、消費者被害の救済のために真に実効性ある法律となるためには、本報告書において、現時点で法改正を行うべきとされた事項について、本報告書の内容を踏まえ、できる限り速やかに本法の改正法案を策定した上で国会に提出し、法改正がなされるべきである。

- 2 なお、本答申において、速やかに法改正を行うべきとされたのは、わずか6項目にすぎない。「勧誘」要件のあり方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、「平均的な損害」の額の立証責任、条項使用者不利の原則をはじめとする多くの重要論点については、解釈の明確化等による当面の対応や今後の検討課題とされている。こうした本答申の内容は、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化への対応等の観点からの検討を求めた内閣総理大臣による諮問に対しても十分応えたものとは言い難い。

そこで、今回、解釈の明確化を図るべきとされた点については、本法に係る逐条解説に適切に反映するとともに改正の内容とあわせて幅広く周知活動を行うなど、必要な取組を進めるべきである。

- 3 それのみならず、今回、先送りされた課題については、消費生活相談の推移や消費者・消費者団体の声を踏まえて、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の改正に向けた検討を開始すべきである。

以上